

令和6年第7回

農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- ・ 開催日 令和6年7月30日
- ・ 会 場 深谷市役所2階 会議室2-4

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和6年7月30日(火)

午後2時

深谷市役所本庁舎2階 会議室2-4

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 34 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 35 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 36 号 農業用施設(2a未満)の届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 37 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 38 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 議案第 40 号 農用地利用集積計画の決定について
- 7) 議案第 41 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 8) 議案第 42 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 9) 議案第 43 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 44 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和6年7月30日	開会場所	深谷市役所2階 会議室2-4		
開閉の日時	開 会	令和6年7月30日(火) 午後2時00分			
	閉 会	令和6年7月30日(火) 午後2時55分			
議長	会長 福島 明				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	大澤 正	出	21	安藤 已喜夫	出
2	荻野 信義	出	22	栗田 宣雄	出
3	矢神 勝彦	出	23	田村 恵司	出
4	小林 郁子	出	24	福島 明	出
5	木村 かつ江	出	1	小内 忠	出
6	柴崎 信幸	出	2	森田 亨	出
7	石川 野理子	出	3	堀口 廣	出
8	大須賀 節子	出	4	武井 清一郎	出
9	富田 千恵子	出	5	糸原 健治	出
10	須藤 浩一	出	6	橋本 繁穂	出
11	松嶋 多喜男	出	7	高野 政明	出
12	新井 美津子	出	8	澁澤 正明	出
13	高田 次郎	出	9	望月 勇	出
14	加藤 延宏	出	10	梁瀬 和彦	出
15	持田 一吉	出	11	久保 喜信	出
16	大澤 慶三	出	12	黒澤 清	出
17	馬場 實	出	13	吉田 裕治	出
18	須藤 一男	出	14	馬場 詔二	出
19	蛭川 一郎	出	15	吉野 勝男	出
20	福地 伸夫	出	16	笹井 孝	出
説 明 者	事務局長	中島 隆			
	事務局次長	亀山 光昌			
	局長補佐	笠原 正史			
	農地係長	関根 克己			
	主査	磯貝 益生			
	主査	関根 麗子			
	主任	田嶋 晃			
参 与	農業振興課 農業用地係長	小林 正行			
	農業振興課 主査	福島 芳宏			

会 議 件 名		て ん 末	
議 進 行 状 況	開会	事務局長	それでは、引き続き、令和6年第7回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	委員の出欠席報告	事務局長	はじめに、本日の委員の出欠状況の報告をいたします。 委員24名全員出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、16名全員の出席となっておりますことを合わせてご報告いたします。
	議長の選出	事務局長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、福島会長、お願いいたします。
	議事録署名人の指名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日は、お忙しいなかご出席いただきありがとうございます。 まずは、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号3番、矢神勝彦委員、議席番号4番、小林郁子委員以上、2名を指名いたします。よろしくお願いたします。
	報告事項について	議 長	それでは総会日程にしたがひまして、順次進めさせていただきます。 最初に、報告第34号から第38号でございますが、深谷市農業委員会事務専決規定により、専決処分を行っていることから、事務局からの説明については省略させていただきます。 なお、報告第35号の「農地法第3条の3、第1項の規定による届出に対する専決処分」については斡旋の希望があるため、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、借りていただける方をご存じでしたら、事務局までお知らせ願いたします。
議案第40号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長	それでは初めに、議案書の25ページ、議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。	
	事務局	はい。それでは、議案書25ページ、議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明いたします。	
	事務局	【議案40号について概要を説明】 「農用地利用集積計画の決定について」の説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いたします。	
	議 長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)	
	議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	<p>本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>
	議案第41号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	次に、議案書の43ページ、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。それでは議案書43ページ、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明いたします。別添の議案資料の3ページから4ページまでの資料2も関連するものとなっておりますので、併せてご参照ください。
		【議案第41号について概要を説明】	
事務局		「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明については以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。	
議 長		それでは、本議案につきまして審議いたします。この件に関し質疑はございますか。	
議 長		<p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>	
	議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。	
	議案第42号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」	議 長	次に、議案書の51ページ、議案第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。事務局より説明させていただきます。議案書51ページ及び別添の総会議案資料の5ページを併せてご確認ください。
			【議案第42号について概要を説明】
		事務局	「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」は、以上3件です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
		議 長	<p>はい。それでは本議案について審議いたします。この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
議	議案第43号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の53ページ、議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
進		事務局	事務局よりご説明いたします。議案書53ページ及び別添総会議案資料7ページと併せてご確認ください。 議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」でございます。
			【議案第43号について概要を説明】
行		事務局	「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」は以上21件です。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
		議 長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。
状		蛭川委員	12番の件、これを外から見たと、素掘りの池なんですよ。議案資料では、雨水は敷地内に自然浸透、汚水は発生しない、と書いてあるんですけども、工場内の排水を素掘りの池に入れて、福川に排水しているような状況に私には見えませんが。
		議 長	事務局の説明をお願いいたします。
		事務局	はい、12番に関しましては〇〇〇〇という企業様が使っている工場になっておりまして、今回の申請箇所については、貯留槽というか池のようになっていて、そこは基本的に工場内の雨水がそこに入るようになっていて、最終的に浄化槽からの処理水と混ざったかたちで川に落ちるようになっています。 なので、こちらの別添資料の敷地内自然浸透、汚水は発生しないというのは、おっしゃる通り間違いでございまして、今回の申請地に関しては、雨水は貯留槽に貯めた後に水路に接続、汚水に関しては発生していないという形で訂正させていただきます。 こちらに関して、雨水の貯留施設ということで、昔大雨があった時に工場の方で設置したものがそのまま手続きを取らずに、おかれた物だということで今回申請に上がったものになっております。
		蛭川委員	素掘りの池に排水を流して、それを川に流しているのですけど、汚水は発生しないのですか。もう少し詳細な説明をお願いします。
況		事務局	一応、市の環境課の方にも確認させていただいて、工場内で発生したものは浄化槽を使って最終的な排水が今回申請地の貯留の池に落ちているということになっています。汚水は浄化槽で処理後、貯留層に行ってその後水路へ排水という形になっておりますので、

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況			特に問題がある処理水ではないということで環境課の方には確認しております。
	議 長		蛭川委員よろしいでしょうか。
	蛭川委員		はい。事務局の方からの説明であっているのであれば結構です。
	議 長		事務局の方も現地を確認していただきますようお願いします。
			それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。
	安藤委員		はい。いいですか。
	議 長		はいどうぞ。安藤委員。
	安藤委員		18番の許可日から9か月という期間、面積のわりには随分長いなどというのが1点。 2点目。建材店から購入するとございますが、従前とは違うのかなど。中身について。
	議 長		事務局から説明をお願いします。
	事務局		工事期間については業者の方に確認したところ、長めにとってるということで、特に問題はないと判断し、今回議案の方には載せさせていただきます。 建設発生土を建材店より購入ということで、今までにあった農地改良ですとだいたい建設発生土をそのまま農地改良の方に運び入れるという形でしたが、今回は建設発生土を建材店からということで、今回運び込んだ土を畑の下に入れる工法ではなくて、上にそのまま乗せていく客土Aというやり方になってまして、下に入れる土よりも上に乗せたままになるので、より安全というか、土が必要ということで建材店より耕作土として購入したものを持ち込むということで、議案への記載としては建材店より購入したものを、と書かせていただきました。
	安藤委員		深谷の地域の土も含むのですか。
	事務局		はい。
	安藤委員		深谷にも、もっといい土があるから必要であれば使ってもらいたい。 2点目、いいですか。19番の件ですけれども、これ、簡単に言えば埋めるということで、栗でも植えようか、柿でも植えようかという話ですよ。 なんで嵩上げが必要なのか、現況と、近隣における農地の使用者における問題点はないのかどうか。というのは、かつて市内において、同じような件がありましたよね。 計画通りにはいかず、最終的には、完了届を県が出してしまったんだよね。深谷市については完了届を受理しなかった。そうしないとまたやってしまうから。 その辺鑑みた時に建設現場の残土を入れるということで、群馬の業者ということで、その業者について、信頼性があるのかということまでご心配いただければありがたいかなど。 なんで聞いたのかというと、前半9ヶ月で、後半許可日～5ヶ月ってある。突貫工事で進めていくのかなというのがあった。

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況			<p>急いで工事して、そのまま終わりで、いなくなってしまうと困ってしまうので確認はしていますか。</p> <p>事務局 19番の農地改良につきましては、実際以前ここが資材置き場という形で、違反転用地で使われていた所になっておりまして、だいぶ土も締め固まっていたり、砂利も多いということで、今回申請人の所有者の方のほうで農地として農地法3条で許可をとって購入したものになりまして、今のままですと農地として利用できないということで、今回農地改良を行って土を入れたうえで利用したいとのことだったので、今回申請が上がったものであります。</p> <p>事業者につきましては、今回深谷市で行うのが初めてになっているのですが、一応、群馬県では何件か行っているということで確認を取っております。</p> <p>面積が大きいので県の常設審議委員会というものにもかかりますので、ここでも確認をもう一度させていただくので、よろしくお願ひします。</p> <p>安藤委員 往々にして揉めそうな案件かなと思ったものですから。なんでかと言うと、埋める場所、もちろん農地的土地利用って言った場合に、どこまで農地的土地利用してくれるのか文面から読み取れないのだけど、やってそのあと作付けが格好だけ、栗でも植えるかな、でも栗っていうのはね、そんなようになってしまうのかなと、危惧があったのですが、その辺はだから、地主さんの神川の方がどのような経営をなさっていて、前向きにやっていただけるのかなどうなのかな、と、ちょっと心配の種があるのかって思ったので質問させていただいたのですが、そのへんのところが加味していただければかなと思います。</p> <p>議 長 事務局は今の意見に対してどうでしょうか。</p> <p>事務局 そうしましたら、所有者の方の営農計画については再度確認させていただきます。</p> <p>安藤委員 経営状況においてやっているのならいいけど、やらなくて、埋めただけを繰り返すのじゃないかということと、この地域、除外して何かできる地域じゃないだろうと思うからね、埋めたのはいいけど、やりっぱなしってことがあり得るので、その辺は気を付けていただきたい。以上です。</p> <p>議 長 今回の事務局の説明について安藤委員よろしいでしょうか。</p> <p>安藤委員 精査いただくなら結構ですよ。</p> <p>議 長 それでは本議案について審議いたします。この件に関して質疑はございますか。</p> <p>議 長 (委員より「質疑なし」との声) ないようですのでここで質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>議 長 (委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 異議がございませんので、本件は原案どおり決めます。 なお、61ページの「整理番号18」については、農地改良指導員として、堀口廣委員、糸原健治委員の2名を指名いたします。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況			また、「整理番号19」につきましても、農地改良指導員として、富田千恵子委員、武井清一郎委員の2名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
	議案第44号 「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」	議 長	次に、議案書の65ページ、議案第44号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
		農業振興課	それでは農業振興課より説明させていただきます。議案書の65ページ、議案第44号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」ご説明させていただきます。
			【議案第44号について概要を説明】
		農業振興課	「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は以上でございます。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
		議 長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、「意見なし」と決することよろしいでしょうか。 (委員より「意見なし」との声)
議 長	意見がございませんので、本件は「意見なし」と決します。		
	議 長	以上をもちまして、本委員会に上程されました議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。	
閉会	事務局長	福島会長ありがとうございました。 以上をもちまして、令和6年第7回深谷市農業委員会総会を閉会いたします。	

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和6年7月30日

議 長 福島 明

署名委員 矢神 勝彦

署名委員 小林 郁子